| | |
|---|---|
| 承認番号 | 16―46P―0009 |
| 承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | シンジェンタジャパン株式会社<br>代表取締役社長　篠原　聡明<br>東京都中央区晴海一丁目8番10号オフィスタワーX |
| 承認を受けた第一種使用規程 | |
| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | 耐熱性α―アミラーゼ産生並びにチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ（改変*amy797E*、改変*cry1Ab*、改変*cry3Aa2*、改変*cry1F*、*ecry3.1Ab*、*pat*、*mEPSPS*、*Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis)（3272×Bt11×MIR604×*B.t.* Cry1F maize line 1507×Event 5307×GA21, OECD UI：SYN―E3272―5×SYN―BT011―1×SYN―IR604―5×DAS―01507―1×SYN―05307―1×MON―00021―9）並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。） |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容 | 食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法 | ― |

## ○国土交通省告示第八百五十一号

特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程を次のように定める。

平成二十八年六月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程

（目的）

**第一条**　この規程は、特定共通構造部型式指定自動車（道路運送車両法（昭和二十六年第百八十五号。以下「法」という。）第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車であって、法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部を有するものをいう。以下同じ。）に関し、出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知について必要な措置を講ずることにより、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。

（出荷検査証）

**第二条**　法第七十五条の二第一項の申請をした者（以下「申請者」という。）は、特定共通構造部型式指定自動車を譲渡する場合において、当該特定共通構造部型式指定自動車が次の各号に掲げる基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、当該特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証を発行し、これを譲受人に交付することができる。

一　その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置及び性能を有すること。

二　法第二十九条第二項又は法第三十条の届出をした車台番号及び原動機の型式が明確に打刻されていること。

（点検整備方式の周知）

**第三条**　申請者は、前条の規定により出荷検査証を発行するときは、当該特定共通構造部型式指定自動車の点検整備方式（自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第七条の技術上の情報を含む。）を使用者に対して周知させるための措置を講じなければならない。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

## ○福岡県公安委員会告示第百八十八号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月三十日

福岡県公安委員会委員長　杉　美奈子

指定暴力団

平成二十七年二月三日福岡県公安委員会告示第二十九号に係る指定番号九〇一五―一の指定暴力団（三代目福博会）

変更前

代表する者の住所　福岡県福岡市東区唐原四丁目十四番八号

変更後

代表する者の住所　福岡県福岡市博多区千代五丁目十八番十五号

# 人事異動

## 内　閣

（宇都宮地方裁判所判事）判事　**菅野　雅之**

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（六月二十五日）

## 内閣府

井伊　重之　　井伊　雅子　　伊藤　元重
大田　弘子　　岡村　忠生　　翁　百合
佐藤　主光　　神野　直彦　　鈴木　美保
高田　創　　田近　栄治　　土居　丈朗
中里　実　　沼尾　波子　　野坂　雅一
平田　保雄　　増井　良啓　　増田　寛也
宮崎　緑　　吉川　洋

税制調査会委員に任命する（各通）（六月二十四日）

## 財　務　省

（外務省在大韓民国日本国大使館参事官）外務事務官　長田　敬

財務事務官に任命する

国際局地域協力課国際調整室長を命ずる

（東京税関羽田税関支署次長）

財務事務官　後藤　修

兼ねて東京税関羽田税関支署長心得を命ずる

（預金保険機構財務部長）　原田　健史

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる

（東京税関羽田税関支署長）財務事務官　鶴巻　嘉一

関税局局付を命ずる

願により本官を免ずる（以上六月二十三日）

（株式会社商工組合中央金庫常勤監査役）　大森　通伸

財務事務官に任命する

東京税関長を命ずる

（軽自動車検査協会理事）　市田　浩恩

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

国税庁に出向させる

（東京税関長）財務事務官　大川　浩

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる（以上六月二十四日）

（輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社取締役）　江上　正弘

財務事務官に任命する

関税局局付を命ずる

（輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社専務取締役）　小西　昭

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる（以上六月二十五日）

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　中尾　泰久

財務事務官に任命する

大臣官房参事官を命ずる

（外務省在カナダ日本国大使館参事官）外務事務官　岩佐　理

財務事務官に任命する

大臣官房企画官を命ずる

（理財局局付）財務事務官　柴田　敬司

理財局国債企画課長を命ずる

（理財局国債企画課長）同　三好　敏之

国際局国際機構課長を命ずる

（国際局地域協力課長兼国際局国際機構課長）同　吉田　昭彦

国際局国際機構課長兼務を免ずる

（福岡財務支局長）同　森山　茂樹

兼ねて福岡財務支局証券取引等監視官事務取扱を命ずる

（大臣官房参事官）同　三田　紀之

経済産業省に出向させる

（福岡財務支局証券取引等監視官）同　越渡　康弘

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる（以上六月二十七日）